

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名		神奈川県防災会議条例	
条 例 番 号	昭和 37 年神奈川県条例第 40 号	法 規 集	第 5 編第 5 章
所 管 部 局 室 課		安全防災局災害消防課	
条 例 の 概 要		災害対策基本法第15条第8項の規定に基づき、神奈川県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	災害対策基本法第14条第1項により都道府県に設置することとされている神奈川県防災会議（以下「防災会議」という。）について、同法第15条第8項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	防災会議は、地域防災計画の作成及びその実施の推進等を行うことを目的に設置されたもので、必要に応じて地域防災計画の修正等を行っており、総合的、計画的な防災行政を推進する上で有効な条例である。	開催状況 平成 17 年度 1 回 平成 18 年度 1 回 平成 19 年度 1 回
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	防災会議は知事を会長とし、委員は、関東管区警察局など指定地方行政機関等の行政機関や、電気・ガス・輸送などの公益的事業を営む指定公共機関の職員、県の部門の職員等計 59 人で構成されており、効率的な運営を行っている。	委員数 59 人
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川県力構想」に適合するものである。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	災害対策基本法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理 由 特 記 事 項
			現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)